

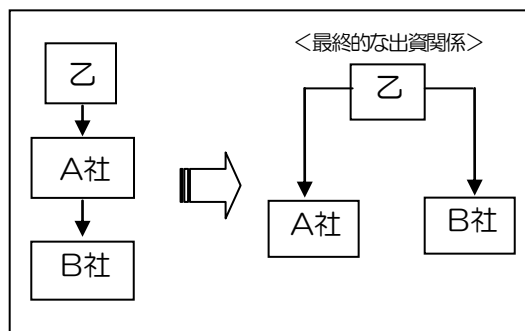
2つの会社がある場合の税務対策～パート5～

下記のとおり2つの法人を甲から、甲の親族以外の第3者である乙に承継する場合を考えてみたいと思います。

- ・ A社：甲が数年前に2,000万円全額出資して設立
- ・ B社：
 - ・ 資産：現金：300万円
 - 土地⇒帳簿価額約3,500万円、時価3,000万円
 - 建物⇒帳簿価額約1,500万円、時価1,000万円
- ・ 負債：0円
- ・ 資本金：300万円、2年前に甲が全額相続
- ・ 利益剰余金：5,000万円
- ・ A社に対して土地建物を賃貸している。

<方法>

- (1) A社の出資を甲から乙へ譲渡します。
- (2) B社の出資を甲からA社へ適正な対価（例：4,000万円）で譲渡します。
- (3) B社からA社へ、B社の所有する土地・建物を適格現物分配により移転します。
- (4) A社から乙へB社の出資を適正な対価（例：300万円）で譲渡します。
- (5) 上記①～④の結果、A社に3,700万円の損金が生じることになります。



<留意点>

※1：上記<方法> (3) の「適格現物分配」とは、税制上の一定の規定の適用を受ける金銭以外の現物資産（例：土地・建物）の配当を言います（法法22の六・同法22の十五）。

金銭以外の「モノ」の配当である現物分配のうち、税制適格要件を満たす適格現物分配である本件の課税関係は次のとおりとなります。

- ・ A社：税務上の譲渡損益が生じません。
- ・ B社：土地・建物を受け取ったことによる配当に対して法人税等は課税されません。

※2：(3) の現物分配は、B社に300万円の純資産を残さなければなりません（会社法458）。

※3：現物分配に係る登録免許税・不動産取得税の課税関係：通常どおり課税されます。

※4：現物分配に係る消費税の課税関係：不課税取引として取り扱われます。

※5：A社が医療法人、B社がMS法人の場合、医療法人がMS法人の出資を取得することは可能か検討する必要があります。

※6：行為計算の否認規定（法法132・同法132の2等）により否認される可能性がないか検討する必要があります。

※7：本件の場合、甲がB社を譲渡することにより甲に3,700万円の株式の譲渡益が生じます。ただし、A社の譲渡により譲渡損が生じていれば通算することができます。

（担当：藤澤 文太）